

用語の定義

(1) 同居者

同居者には次のものは含まない。

- ① 長期（概ね3か月以上）にわたって不在にしている者
 - ② 現在不在で不在期間が長期にわたることがわかっている者
- ただし、①、②の者で途中定期的に帰宅する者は同居者としている。

(2) きょうだい構成

調査対象児と同居している兄弟姉妹の構成であり、調査対象児が双子、三つ子の場合、他にきょうだいがいなければきょうだい「兄弟のみ」としている。

年齢不詳のきょうだいがいる場合、第1回調査時からいるきょうだいは、「兄弟」としている。

ひとり	調査対象児本人のみ
弟妹のみ	調査対象児のほかに弟や妹がいる
兄弟のみ	調査対象児のほかに兄や姉がいる
兄弟姉妹あり	調査対象児のほかに兄や姉と弟や妹がいる

(3) 就業状況

「有職」

勤め（常勤）、勤め（パート・アルバイト）、自営業・家業、内職、その他を合わせたもの
育児休業中等の休業を含む。

「勤め（常勤）」

事業所の所定労働時間を通じて勤務する者

「勤め（パート・アルバイト）」

同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者

「無職」

家事（専業）、無職、学生を合わせたもの

(4) 父の家事

食事の準備・片付け、掃除、洗たくなど